

秋田県高等学校PTA連合会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は秋田県高等学校PTA連合会と称し、事務局を秋田市山王中島町1の1秋田県生涯学習センター5Fに置く。
- 第 2 条 本会は秋田県内高等学校PTAおよびそれに所属する者をもって組織する。
- 第 3 条 本会は、各高等学校PTA相互の連絡を密にし、もって高等学校教育の充実振興をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 加盟各高等学校PTAの連絡提携
 - (2) 高等学校教育に関する調査研究
 - (3) 研究会講習会の開催
 - (4) 生徒および教職員の福利厚生
 - (5) 教育諸団体との連携
 - (6) 行政当局への意見具申
 - (7) その他、本会の目的達成に必要な事項

第 2 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長6名、監事3名、理事23名
- 第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - (3) 監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 - (4) 理事は会務を執行する。
- 第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長、副会長および監事は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
但し、副会長の選出は、北ブロック(鹿角・大館・北秋田、能代の各地区)、中央ブロック(男鹿・潟上・南秋、秋田、由利本荘・にかほの各地区)、南ブロック(大仙・仙北・美郷、横手、湯沢・雄勝の各地区)、母親委員・総務委員から各1名ずつとし、秋田県高等学校長協会は副会長とする。監事の選出は北ブロック、中央ブロック、南ブロックから各1名とする。
 - (2) 理事は8地区において地区協議会長を含め次のとおり選出する。
鹿角・大館・北秋田地区2名、能代地区1名、男鹿・潟上・南秋地区1名
秋田地区4名、由利本荘・にかほ地区2名、大仙・仙北・美郷地区2名、横手地区2名、湯沢・雄勝地区1名、および、秋田県校長協会から6名、母親委員会から2名とする。

第 8 条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 本会に、総会の承認を得て、顧問および参与をおくことができる。
2 顧問および参与は本会の重要事項の相談に応ずる。

第 3 章 職 員

第 10 条 本会に会務を処理するため、次の職員を置く。
事務局長1名、事務局員若干名
2 職員は会長が委嘱する。
3 事務局長は本会の事務を管理する。
4 事務局員は本会の庶務会計事務に従事する。

第 4 章 会 議

第 11 条 総会は各高校PTAにおいて選出された代表者2名をもって構成し、毎年5月または6月に定時総会を開き、事業報告、収支決算、事業計画、収支予算の承認、会長、副会長および監事の承認、その他重要事項を審議する。
臨時総会は、会長が必要と認めたとときに、随時開くことができる。

第 12 条 理事会は会長、副会長、および理事をもって構成し、毎年3回以上開き、総会に提出する議案および本会の運営に関する重要事項を審議する。

第 13 条 本会の事業を円滑に行うために地区協議会を置く。
地区の区分は次のとおりとする。

- (1) 鹿角・大館・北秋田地区
- (2) 能代地区
- (3) 男鹿・潟上・南秋地区
- (4) 秋田地区
- (5) 由利本荘・にかほ地区
- (6) 大仙・仙北・美郷地区
- (7) 横手地区
- (8) 湯沢・雄勝地区

2 地区協議会の構成および運営は各地区において定める。

第 14 条 本会に理事会の諮問機関として、次の委員会を置く。
(1) 総務委員会
(2) 健全育成委員会
(3) 進路対策委員会

(4) 調査広報委員会

(5) 母親委員会

2 委員会の構成および運営は別に定める。

第 15 条 会議はすべて会長が招集し、出席者の過半数をもって議決する。但し本会則の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。招集が困難と判断される場合は、書面(電磁的記録を含む)表決にて議決できるものとする。

第 16 条 総会の議決を経た収支予算および事業計画のうち軽易な変更は理事会において改定できるものとする。

第 5 章 会 計

第 17 条 本会の経費は、入学時納入金、年会費(生徒1名に対して)およびその他の収入をもってあてる。

2 本会の入学時納入金、年会費(生徒1名に対して)の額を変更するときは、総会で決定し、毎年6月事務局に納入するものとする。

第 18 条 本会に次の帳簿を備える。

役員名簿、会議録、会計簿

第 19 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則 この会則は、昭和57年1月28日全面改正。

昭和26年11月11日制定	昭和 57 年 4 月 1 日 施行
昭和27年11月12日改正	昭和 58 年 6 月 3 日 一部改正
昭和28年 5月27日改正	昭和 63 年 1 月 20 日 一部改正
昭和30年 6月 3日改正	平成 元 年 6 月 1 日 一部改正
昭和31年 5月30日改正	平成 3 年 5 月 28 日 一部改正
昭和55年 6月 7日改正	平成 4 年 5 月 26 日 一部改正
	平成 6 年 5 月 31 日 一部改正
	平成 7 年 6 月 1 日 一部改正
	平成 10 年 1 月 22 日 一部改正
	平成 12 年 1 月 21 日 一部改正
	平成 15 年 5 月 27 日 一部改正
	平成 19 年 5 月 23 日 一部改正
	平成 21 年 5 月 28 日 一部改正
	平成 27 年 1 月 24 日 一部改正
	平成 27 年 5 月 29 日 一部改正
	令和 2 年 5 月 29 日 一部改正
	令和 3 年 3 月 23 日 一部改正